

公益財団法人神奈川県福利協会各種委員会規程

昭和48年4月1日制定

平成24年3月29日一部改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉に係る非営利法人の法人活動の促進と充実を図り、本会事業の進展と円滑な運営を進めるため、定款第56条第1項第1号の運営委員会及び定款第56条第1項第2号の資産運用委員会について必要な事項を定めるとともに、定款第56条第1項第3号に基づき、貸付運営委員会及び広報委員会を設けるものとする。

(委員の選任)

第2条 各委員会の委員は理事会に諮り、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 任)

第4条 委員会運営に必要な事項は理事長が定める。

第2章 運営委員会

(目 的)

第5条 定款第56条第1項第1号に基づく運営委員会（以下「委員会」という。）は、民間社会福祉施設等従事職員（以下「従事職員」という。）の福利厚生事業の充実と、本会運営の合理化を図るものとする。

(内 容)

第6条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会運営の改善、向上に関すること
- (2) 従事職員の福利厚生事業の調査、研究、企画、立案に関すること
- (3) その他、目的達成に必要なこと

(委 員)

第7条 委員会は委員若干名をもって組織する。ただし理事長、常務理事は委員とする。

(会 議)

第8条 この委員会は必要に応じ理事長が召集し、議長となる。

第3章 資産運用委員会

(目 的)

第9条 定款第56条第1項第2号に基づく資産運用委員会（以下「委員会」という。）は、退職共済制度に係る資産運用の適正を図るものとする。

(内 容)

第10条 この委員会は、前条の目的を達成するため、年金資金（共済積立金）の安全かつ有利な運用方法等、必要な事項について審議する。

(理事会の承認)

第11条 審議内容については、理事会に報告し承認を得るものとする。

ただし、急施を要するもの及び軽易なものについては、事後報告により承認を受けるものとする。

- (委員)
第12条 この委員会は、委員若干名をもって組織する。ただし、理事長、常務理事は委員とする。
2 委員長は委員の互選とする。
- (会議)
第13条 この委員会は、必要に応じ理事長が招集する。

第4章 貸付運営委員会

- (目的)
第14条 第1条による貸付運営委員会（以下「委員会」という。）は、本会貸付業務の運営の適正を図るものとする。
- (内容)
第15条 この委員会は、加入者から貸付金の借入申込みがあった場合、その内容を審査し可否を決定する。ただし軽易な事項については書面審査により会議に代えるものとする。
- (委員)
第16条 この委員会は、委員若干名をもって組織し、うち1名を委員長とする。
2 委員長は委員の互選とする。
- (会議)
第17条 この委員会は必要に応じ理事長が召集する。

第5章 広報委員会

- (目的)
第18条 第1条による広報委員会（以下「委員会」という。）は、本会事業内容の周知徹底及び加入者相互の紙上による交流事業についての企画立案を図るものとする。
- (内容)
第19条 この委員会は、本会の広報誌「福利かながわ」の発刊、その他事業の紹介のための印刷物の発行、配布並びに目的達成に必要な事項について、審議する。
- (委員)
第20条 この委員会は、委員若干名をもって組織し、うち1名を委員長とする。
2 委員長は委員の互選とする。
- (会議)
第21条 この委員会は必要に応じ理事長が召集する。

附 則

- この規程は、昭和48年4月1日から施行する。
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
この規程は、平成10年4月1日から施行する。
この規程は、平成10年5月26日から施行する。
この規程は、平成13年10月1日から施行する。
この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。（平成24年3月29日理事会議決）